資料３

## （１）制度の形態（個別設置型・常設型）

| 論点１ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 「個別設置型」と「常設型」 | 「常設型」とすることとした。 |

**＜各委員の意見＞**

・自治基本条例２４条の説明からは、常設型と読み取れる。

・その都度住民投票条例を制定する「個別設置型」と、常に住民投票が実施できる「常設型」とでは趣旨が異なる。常に実施できることに意義がある。

・「個別設置型」だと、具体的な案件があった際に初めて条例を制定して住民投票を実施するのでは、間に合わない。

・住民投票条例を持つことに意義がある。個別型だと、自治基本条例の趣旨に合わない。

・自治基本条例制定当時、「その都度」を入れるか入れないかで議論があったと思う。その結果「その都度」が入らなかったことを考えると、常設型になる。

・住民投票をいつでも実施できる体制が必要なので、自治基本条例でも「その都度」という文言を入れなかったのではないか。

・いつでも住民の考えを問える窓口がある、住民が投票する権利があることがよい。

## （２）結果の効力（拘束型・諮問型）

| 論点２ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 「拘束型」と「諮問型」 | 「諮問型」とすることとした。 |

**＜各委員の意見＞**

・日本は議院内閣制なので、首長と議員を選挙で選んでいるが、（議決については）彼らに委ねられている。その他に、町民が発言ができる場が住民投票である。それを制度化したのが住民投票であり、それに行政が拘束されるかどうか。

・拘束型だと、条例案が議会で否決されることも考えられる。

・自治基本条例では、「その結果を尊重します」となっている。

## （３）投票対象事項

| 論点３ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 「ポジティブリスト」と「ネガティブリスト」 | 保留（継続して検討する） |

**＜各委員の意見＞**

・具体的に住民投票をしたいとき、「除外事項については住民投票ができない」ことは、言い換えれば、「除外事項以外のことは住民投票の対象にできる」ということである。

・ポジティブリストだと一つ一つ対象項目を列挙していくことが難しく、カバーしきれない。

・窓口を広くするには、対象を絞るのではなく、できるだけ話を聞くのならば、ネガティブリストのパターンかと思います。

| 論点４ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 住民投票の対象としない事項（除外事項） | 保留。事務局で示した案の①の但し書き（「町の意志として明確に表示しようとする場合は、この限りではない。」）は、入れることとした。案の⑥（「その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項」）は、「適当でないと認められる」のを判断するのは「町長が」と入れることとした。 |

**＜各委員の意見＞**

・予算等については、議会が議決する。他が既に権限を持っているものは除外する。

・ネガティブリストに、リマークをどこまでつけるかがテーマとなる。

・寒川町に住んでいて良かったと思えるような条例をつくるのが目的なので、（除外事項について）あまり限定すると、住民投票がしにくくなる。

・大和市は何も除外事項がないが、除外事項を決めて置いた方が、住民投票としては発議しやすいと思う。

・ネガティブリストの案の⑥（「その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項」）は外したい。恣意的に住民投票を実施しないようにされてしまうかもしれない。

・諮問型であるので、①の但し書き（「町の意志として明確に表示しようとする場合は、この限りではない。」）の部分は入れたいです。例えば、相模川は寒川だけのことではありませんが、相模川について（寒川の）意見を言いたいこともあると思います。

・⑥を入れるなら、誰が（適当でないと認めるのか）ということを入れないといけません。

・町長に対するリコールは、地方自治法で認められています。除外事項がないと無制限と言っても、実際には無制限ではない。

・対象事項について議会の承認を得ることは、一つの歯止めになるのでしょうか。

・町会議員の場合、５００票で当選する人もいます。議会の内容は熟議されていないというのが、町民の大きな声です。一方、町長は投票率にもよりますが、１万人が投票に来ています。ですから、町長に決めてもらうことが、より多くの方の意見になるのではないでしょうか。

・判断するのは町長でよいとしても、事例の「明らかに～」という表現でも制約することになるのであれば、そういう文言でもよいのでしょうか。

・坂戸市は「市長が認める事項」となっているが、私も「町長が」とする方がよいと思います。「町長が」と書いてあれば、町長になぜ反対するのかと言えばよいと思います。

・（町長が除外事項か判断すると）住民投票の署名を町民が集めても、町長が（除外事項であると）拒否すれば住民投票ができなくなってしまいます。

・（町長が）本当に理不尽な拒否であったとしても、その場合は（地方自治法の）リコールがあります。

・（誰が判断するか）あいまいにするよりは、書いた方がよいと思います。

・（３）の対象が特定の住民や地域に関連する事項について、例えば倉見に新幹線新駅を設置するという話がありますが、これは除外対象になるのでしょうか。町政を揺るがすような事項なので対象になってくるのなら、その辺のところを記した方が理解しやすいです。

## （４）投票資格者

| 論点５ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 年齢要件 | 「１８歳以上」とすることとした。 |

**＜各委員の意見＞**

・自治基本条例で、「町に住所を有する者のうち満１８歳以上の者」となっている。

| 論点６ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 住所要件 | 保留（継続して検討する） |

**＜各委員の意見＞**

・（滋賀県の町では）ふるさと住民票を発行して、町外の人にも投票権を与えた事例があります。コクヨやＵＣＣのような大きな会社があり、そこで働く人たちの多くが町外から来ている町です。

| 論点７ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 国籍要件 | 保留（継続して検討する）。 |

**＜各委員の意見＞**

・選挙においては、日本国籍所有者以外には投票権はない。

・大事な案件なので、選挙と同様でよいのではないか。

・外国人に選挙権はないが、大きな課題がある時の住民投票については窓口を広げるべきだと思う。

・住民投票ではなくまず選挙権が外国人に対しても広がるべきであり、その後に住民投票が同じような状況になるのを待つ。

・選挙権に外国人を入れることは大きな問題だが、住民投票には外国人に関する問題提起もあるため認めてよいのではないか。

・自治基本条例第３条の住民の定義から考えると、窓口は広げるべき。

・外国籍の人たちは、住民として税金も払っている。

・住民投票を１８歳以上としていたら、選挙権も１８歳以上になり、変わってきていることを考えると、（自治基本条例の）条文にはある程度広く受け入れるような下地があります。

・税金を払っていることも考えると、（外国人の）数が少ないので、町民と住民に分けるよりかはオープンにしておいて、投票ができるようにした方が、寒川のよさが分かってくるのではないかと思います。

・（外国人の数が）７００人で大勢に影響がなければ、投票ができるように進めてもよいのではないかと思います。

・国際化を目指すなら、町が広く門戸を開放しない限り、この町をよくしていく理念にはならなのではないかと思います。

・沖縄の問題は米軍基地が原因ですが、つい最近の例でも、韓国人が日本のイチゴの苗を持ち出して勝手に栽培し、市場を荒らしていたり、日本大使館の前に、日韓合意で約束したのに大統領が変わったからと言って、慰安婦を立てたままにしています。北朝鮮は、横田恵さんを拉致したりしています。ロシアでも、日本があれだけロシアにアプローチしているのに、（韓国の企業が）北方領土に接岸できる桟橋をつくろうとしています。中国も、日本の中古車を買って、壊れたから弁償しろと大騒ぎしたり、日本の知的財産を勝手に使っています。みなさんが言うことは分かりますが、憲法が（外国人の）参政権を認めていません。イチゴの苗なんて、寒川でも栽培していることです。外国人に対しては、住民投票に入れるというのは、寒川町を本当によくすることから見るともう少し待たないと。

・何年も住んでいる方は（外国人でも）入れるべきだと思います。来日して１年、２年で意見を言われても、もっと勉強してくださいですが。

| 論点８ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 投票することができない者の要件 | 公職選挙法、政治資金規正法又は地方公共団体の議会及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律を準用することとした。 |

**＜各委員の意見＞**

・公職選挙法、政治資金規正法又は地方公共団体の議会及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の準用が適当と考えられる。

## （５）請求・発議の要件

| 論点９ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 住民による請求の要件 | 住民による請求の要件については、６分の１とすることとした。 |

**＜各委員の意見＞**

・大和市の３分の１以上は、リコールの要件と同じで厳しい。

・川崎市の１０分の１以上は除外事項が多いためで、大和市の３分の１以上は除外事項がないことが理由としてある。そうすると、逗子市や厚木市の５分の１程度が適当であると思われる。

・市町村合併法の要件として６分の１以上とあるが、根拠付け、裏付けとしては適当と思われる。

・自治基本条例の第２４条は町が住民投票をできるとあり、しなくてはならないではありません。町に裁量権があるなら、ハードルは低くてもよいと思います。

・（有権者が）４万人で、署名１万人を集めるのが限界だと思います。

・もっと高い方がよいという意見もありますが、（市町村合併特例法の協議会設置請求に必要な署名数の）６分の１が妥当と思います。

・町が２分されるような大きなテーマで住民投票をします。逆に言うと、それだけ関心が高くないと、住民投票でも過半数が取れないと思います。

※ 寒川町の選挙人名簿登録者数は、平成２９年２月１３日で４０，０９６人

| 論点１０ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 議会による請求の要件 | 議会による請求の要件については、６分の１とすることとした。 |

**＜各委員の意見＞**

・議会は、選ばれて議員をしているので、自分たちが住民投票を発議することはまずありません。

・（寒川は）議員が１８人おり、グループ化されています。

・３分の１（６人）がよいと思います。

・住民は６分の１という数字がありましたが、議員の発議だと６分の１は３人なので、もう少し上げようという意見もあります。

・町民が６分の１だったので、議会選挙で議員は平均１０００票くらいでしょうから、５、６人でいいと思います。

・諸情勢を勘案し、住民の要件と同じ、６分の１でどうでしょうか。

| 論点１１ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 町長による請求の要件 | 町長による請求の要件については、町長が発議できることとした。首長と議会の意見が異なるとき、議会の議決をつけるかつけないか検討する。 |

**＜各委員の意見＞**

## （６）投票運動及び投票の期日の設定

| 論点１２ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 投票運動の制限及び罰則 | |

**＜各委員の意見＞**

・基本的には、公職選挙法に入らないので罰則規制を設けないで、後はどのように決めていくかです。

・茅ヶ崎市の例（住民の平穏な生活環境が侵害される行為は規制するが、罰則は設けない）がありますが、それくらいにしようと思います。

| 論点１３ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 選挙と同日実施することの可否 | |

**＜各委員の意見＞**

・戸別訪問など公職選挙法で禁止されている運動と住民投票の活動の判別が難しいことを考えると、分けた方がいいと思います。

・毎年とかではなく何年かに１回と考えると、熟議の期間も含めて、投票日はそれに合わせて（必ずしも選挙と）近くにあるというわけではないので、別の日にやるというのがよい。

・ずらして実施するというのが、表現としてはいいと思います。

| 論点１４ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 投票までの期間 | |

**＜各委員の意見＞**

・国の選挙や町の選挙など慣れたことなら分かりますが、期限的にはパブコメの期限とかがありましたが、３０日程度が限度と言うか、６０日もやったらそれだけ興味がある人ならよいけれど、忘れられたり、検討期間も削がれてしまうのではないかという気がしまして、パブコメに合わせて３０日くらいがよいかなという感じがします。

・町を２分にするようなという話しが出ていますが、そういう大きな問題は周知していることだと思っています。町民が住民投票をするのは、最悪の場合にやる形になると思うのです。しかも、住民投票で出たとしても、町長が議会にかけて通らないと実施されないという歯止めがあるわけですので、原則選挙と一緒（＊）という形にしておいて、できるだけ経費は少なくするのがよろしいと思います。（＊選挙により異なります）

## （７）成立要件

| 論点１５ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 投票の成立要件 | |

**＜各委員の意見＞**

・考えによっては、最終的な結果について時の首長さんがどう判断されるかという留意点はあるわけで、これ（投票率が低い場合の開票結果）で決まりではありません。拘束力はありませんから。

・投票率が低かった場合の結果で（それに反したことを首長が）やるのと、２分の１以上の投票率があったのに無視してやらなかったかで状況は変わってきます。

・３０％の投票率ですごく接戦して片方が勝った場合、住民の１５％の支持しかないのに首長になりえるのかという問題にもなります。今、寒川町の投票率が改善される見込みはないと思いますし、ないというのは現状の寒川の行政に満足していると受け取るしかないと思います。なので、あまり制約をかけない方がよいと思います。

## （８）再請求・発議の制限期間

| 論点１６ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 再請求・発議の制限時間 | |

**＜各委員の意見＞**

・裁判では、一度取り上げた案件についてはもう取り上げられないという原則があります。ただ課題が違いますから、状況も変わればまたというのが出ないわけではありません。社会情勢も変わります。

・署名の６分の１以上という数字は、町民の賛同がある程度ないとできません。

## （９）熟議のプロセス

| 論点１７ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 熟議の機会 | |

**＜各委員の意見＞**

・そういうこと（熟議の機会）を徹底するには、署名の数の６分の１を、２分の１以上にしないと。署名者が多ければ、署名した人たちは承知しているわけなので。町民全体が高齢化社会になると、どんどん（高齢者の）人口が増えていくと（熟議の機会は）難しいです。その辺のところを考えると、やはり署名の数を上げないといけないのではないかと思います。

| 論点１８ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 投票に係る情報の提供 | |

**＜各委員の意見＞**

・ホームページに、この議題に関してこういう賛成意見、反対意見がありましたと、載せてもらうのは情報提供としては大きいかなと思います。

## （１０）その他

| 論点１９ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 投票の形式 | |

**＜各委員の意見＞**

・疑問に思うのは住民投票の提案者だと思うので、提案者の要望を聞きながら町長が２択にするか３択にするかなどを決めるという文章にするのが望ましいと思います。誰かが決めなくてはいけないので。ですが、町長だけが決めることにすると、住民投票の依頼者と違うということが発生する可能性があります。

・二者択一で賛否を取る、ただし二者択一が難い時は３者以上の選択肢から１つを選択する方針を取ると、その場合で何でもできます。

・常設型だった場合は、そういうの（３択以上の場合も）も受け入れられる文言にしていればよい。二者択一だけど、このような場合は３択以上もありうると、そういうことを表現として織り込む。

・３択以上の場合は誰が選択肢を決めるのかを別に決めることは、仕方がありません。支障があり、勝手に決めてはだめならば、提案者の意見がどこまで反映されるのかについて、ただ町長が決めるわけではなく何か述べておかなければなりません。

・選択肢の設定のために必要な別なルールを設け、例えば町長の決められる範囲ですとか、どこに確認を取ってそうふうにするかなど、必要なら決めなければいけないようであれば、委員会の意見として、そういったことの整備を求めます、のようにすればよい。

・例えば米原町の市町村合併の事例で４択になっています。多分住民の発議の事例で

はないと思いますが、誰がどのように決めるのか、例えば住民発議の場合、住民が勝手に組み合わせを作ってよいのか、二者択一の場合は簡単ですが、複数の選択肢の場合、どのように決めているのかイメージできません。

| 論点２０ | 自治基本条例見直し委員会の検討結果 |
| --- | --- |
| 住民投票に係るコスト | |

**＜各委員の意見＞**